

依頼試験等ご利用の手引き

一般財団法人自転車産業振興協会技術研究所

〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3番3号

TEL(072)238-8731 FAX(072)238-8271

<https://www.jbpi.or.jp/giken/exam>

当研究所は産業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）に登録されています。
JNLAは国際標準化機構、及び国際電気標準会議の試験所に関する基準ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）への適合性を審査し、適合する事業者を公的認定機関が登録する制度です。

[JNLA 登録試験事業者（番号 060210JP）]

（JNLA の概要 <https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/outline/index.html>）

◆依頼業務の内容◆

- (1) 依頼試験： 各種規格試験、評価試験等
- (2) 設備貸与： 一部設備の貸与
- (3) 出張指導： 出張して行う依頼試験又は指導
- (4) 研修指導： 試験等の知識、技能を実地習得させるための研修生の受け入れ
- (5) その他： 調査研究、試験機器等の製作、契約によるノウハウの供与等

◆依頼者◆

一般社団法人自転車協会会員を始め日本国内の自転車関係製造業者、輸入販売業者等自転車取扱業者からの依頼をお受けいたします。

- (1) 新規の依頼については、会社概要等をお尋ねいたします。
また、依頼内容によっては、見積書を発行し試験開始前のお支払いをお願いする場合があります。
- (2) 会社組織でない個人商店等の場合、必ず見積書を発行した後に依頼をお受けいたします。
- (3) 外国企業の場合は以下の条件があります。
 - (a) 日本法人のない外国企業からの直接のお申込みはお受けしておりません。
 - (b) 試験依頼の問合せ、試験内容の相談は全て日本語で行い、意思の疎通ができることをもってお受けいたします。

- (c) 試験申込書は、日本語でご記入いただきます。
- (d) 試験証明書、試験報告書は日本語で提出いたします。
- (e) 試験費用の請求は日本円で行い、日本円でお支払いいただきます。

◆申込方法◆

- (1) あらかじめ利用事項（内容、手数料、日程等）について担当者にご相談ください。
- (2) 試験のお申込みは「試験依頼書（様式1）」に必要事項を記入し、ご提出ください。
シャーシダイナモメータによる試験で設備貸与の場合は、「設備貸与のご案内」もご確認いただき、同意書をご提出ください。

◆利用手数料◆

- (1) 手数料は「試験等手数料表」に定めております。
手数料表に記載のないものは別途手数料を定めますのでお問い合わせください。
ご要望がある場合、見積書を発行いたします。
試験品の返却は引き取り、または貴社負担での返却になります。試験完了後1カ月を超えて引き取りがない場合は依頼者に着払いにて返送する場合がございます。
- (2) 試験品の加工及び特別な試験対応を要する場合は、費用を求めます。
- (3) 所外に出張して依頼試験・指導を行う場合、次の費用を積算して手数料を算出いたします。
 - (a) 試験などの手数料：「試験等手数料表」による
 - (b) 出張指導料：「試験等手数料表」による
 - (c) 出張旅費：当協会旅費規定による
 - (d) その他：試験装置などの輸送経費および所要経費は実費
- (4) 研修生の受け入れには、次の費用を積算して手数料を算出いたします。
 - (a) 試験などの手数料：「試験等手数料表」による
 - (b) 研修指導料：「試験等手数料表」による
 - (c) その他：試験装置などの使用料および所要経費は実費
- (5) 調査研究、試験機器等の製作、契約によるノウハウの供与は、別途お問い合わせください。
- (6) BAA 制度に基づく検査は、別途お問い合わせください。
- (7) SG マーク表示委託検査は、自転車、自転車用幼児座席、手動車椅子を対象としています。詳細は別途お問い合わせください。
- (8) 競走車フレーム登録のための検査、競走車部品認定のための検査は、別途お問い合わせください。
- (9) カーボン製フレームの非破壊検査は、別途お問い合わせください。
- (10) 手数料のお支払いは、依頼業務終了後に請求書を発行しますので、請求月日の翌月末までに、請求書記載の当所指定口座へお振り込みください。
- (11) 当協会の「賛助会員」には会員特典がありますのでご相談ください。

◆試験証明書及び試験報告書の発行など◆

- (1) 試験証明が必要な場合は、試験証明書を有料にて発行いたします。また、当所が意見及び解釈の陳述が必要と判断した場合は、試験証明書ではなく試験報告書を有料にて発行いたします。
- (2) 試験証明書等の再発行は、当該試験証明書等発行日より5年以内とし、有料にて発行いたします。なお、試験証明書の表紙に「再発行」と表示されます。
- (3) 依頼試験を実施する過程で得られた又は作成された全ての情報は、依頼者及び依頼者が認めた者以外には開示いたしません。また、依頼者の機密情報及び所有権は保護いたします。
- (4) 法律で要求されるか又は契約上の取り決めで認められた場合に、当所が機密情報を公開するときは、依頼者に当該情報の提供についてご連絡いたします。
- (5) 試験結果及び試験証明書等に起因する紛議には、一切の責任を負いません。
- (6) 試験証明書、試験報告書及び試験データを、商品、パンフレット、ホームページ等に記載する場合には、文書にて掲載許可願いを提出の上、承認を得てください。
- (7) 依頼試験に関して疑義が生じた場合、依頼者及び当協会技術研究所は誠意を持って協議の上、解決に当たるものとします。

以 上